

米国、カナダの大手金融機関が 相次いで気候アライアンスから脱退

2025年2月26日

👉 お伝えしたいポイント

- ・ 昨年12月以降、Net Zero Banking Alliance (NZBA) からゴールドマン・サックスを皮切りに米国大手銀行6行が相次いで脱退、これらを背景にカナダ大手銀行6行も脱退した。Net Zero Asset Managers Initiative (NZAMi) においても、世界最大級の資産運用会社であるブラックロックが脱退した。
- ・ グローバルにおいては、金融機関による脱炭素化への取り組みが停滞するとは言い切れない。
- ・ 日本を含むアジア地域ではアジア・ゼロエミッション共同体 (AZEC) のもと、政治的にも脱炭素化に追い風であり、官民をあげてネットゼロへの取り組みが加速している。

米国大手金融機関が相次いで気候団体から脱退した背景

大手銀行のNZBA脱退の背景には、米国で過去数年に広まった環境・社会・ガバナンス (ESG) 投資に対する反発があると見られます。以前から、共和党の政治家が、NZBAへの加盟やそれに伴い化石燃料産業への融資を削減する場合には、反トラスト法 (独占禁止法) 違反の懸念があると警告していました。また、テキサス州をはじめとした共和党が優勢な州においては、州の公務員退職制度や州内の自治体に対し、化石燃料産業等への融資を削減している金融機関への投資やこれら金融機関との10万ドル以上の商品・サービス契約の締結を禁止する州法が成立するなど、NZBA加盟の金融機関を排除する動きがありました。このような状況下で、2024年11月の大統領選挙においてドナルド・トランプ氏が勝利したことで、銀行側はより一層風向きが悪くなりビジネスチャンスを逃すリスクがあると判断し、脱退したものと考えられます。

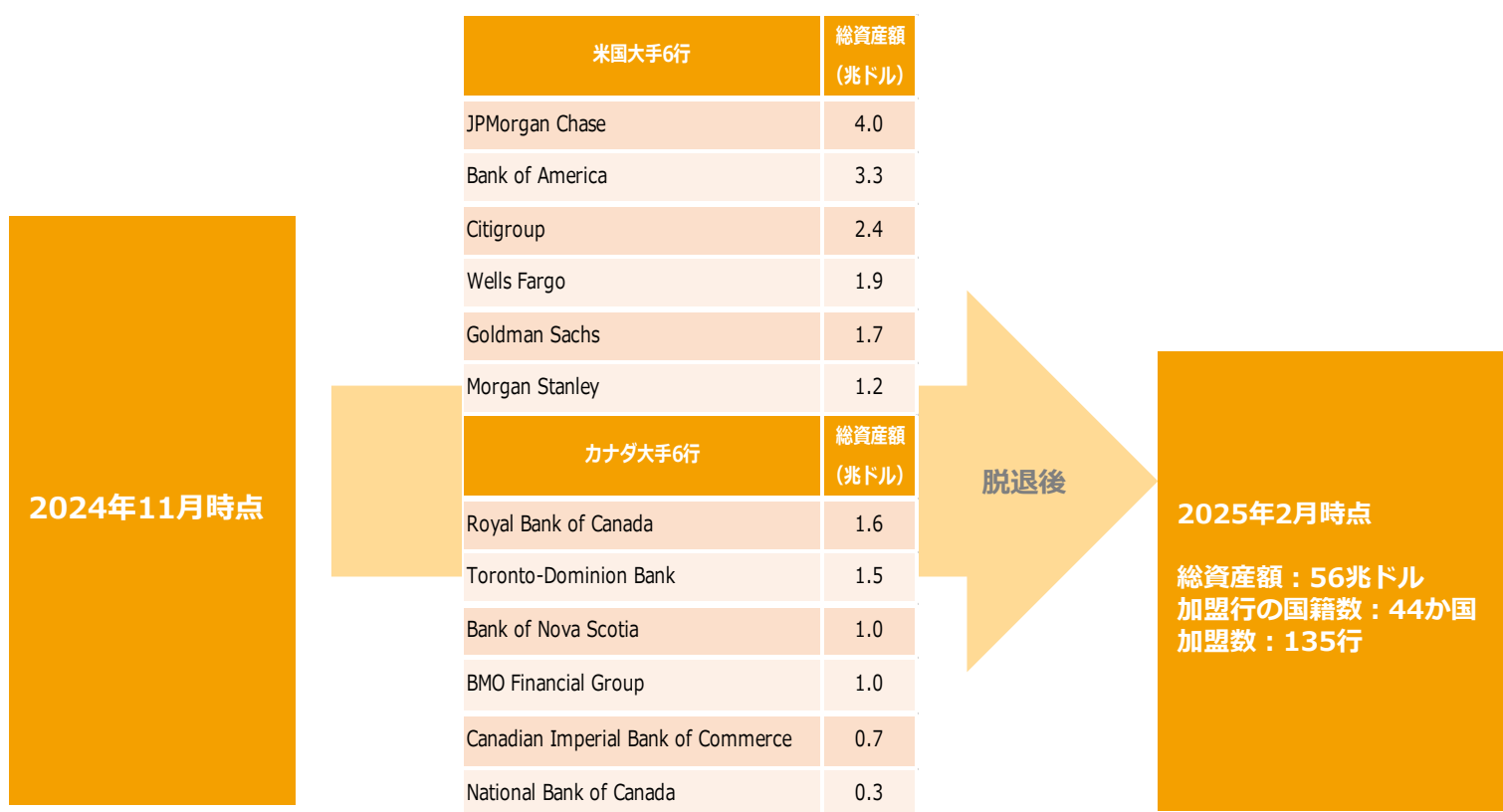
ブラックロックによるNZAMi脱退の背景としても、NZBAでの脱退の動きと同様に、トランプ大統領の返り咲きによって、反ESGの潮流がより一層厳しいものとなることを踏まえた判断であると考えられます。2024年11月にブラック・ロック、ステート・ストリート、バンガードの大手資産運用会社3社が、「グリーンエネルギー」推進のため、反競争的取引を通じて石炭市場を意図的に制限し、エネルギー価格を引き上げたとして、テキサス州をはじめとする10州の連合により提訴されました。こうした政治的圧力と訴訟リスクの高まり等、厳しい環境となってきたことが脱退を決定した背景にあると考えられます。バンガードにおいては2022年12月にすでに脱退済み、ステート・ストリートは加盟を続けていくと表明しています。

グローバルにおける金融機関の今後の取り組み

NZBAを脱退した米国、カナダの銀行のうち、特に米国の大手6行はいずれも世界最大級の化石燃料企業への融資者であるため、エネルギー産業の脱炭素化に多少の影響はあると考えられます。ただし、NZBAには現在においても44か国の135行（2025年2月時点NZBAのHP上）が加盟しており、総資産額は56兆米ドルにのぼります。加えて、これまで欧州の銀行が指針を強化すべきと主張していたものの、米国の銀行が反対していた経緯があるため、この一連の脱退を契機に、欧州の銀行主導により、米国とカナダを除いたグローバルでの金融機関では取り組みが加速する可能性があります。また、米国の大手6行においてはグローバルに展開しており、気候変動対応に後ろ向きと受け止められれば自国外でのビジネスチャンスを逃しかねず、NZBAを脱退したからと言って必ずしも取り組みを停止するとは言いきれません。実際に、JPモルガン・チェースなどNZBAから離脱した大手米国銀行各行も、引き続き脱炭素目標を維持するという説明を続けています。

NZAMiを脱退したブラック・ロックにおいても、顧客向けレターで「NZAMiへの参加は、顧客ポートフォリオ管理方法に影響を及ぼさなかった。このため、脱退したことで顧客向け商品・ソリューションの開発方法や顧客ポートフォリオ管理方法が変わることはない」との説明をしています。ただし、NZAMiはこの脱退を受け、米国における最近の動向や各投資家の在する地域における規制や顧客からの期待の違いを踏まえて、新たなグローバルの状況に適合するため、2025年1月から枠組みの見直しに着手しています。2025年2月の当レポート執筆時点においてはまだ発表されていませんが、取り組みの実効性を維持しつつ、法的リスクが低減されるような手段を含んだ枠組みとなることが望まれます。

【2024年12月から2025年2月までにNZBAを脱退した銀行と加盟総資産額の変化】



日本の金融機関の動きと政治的潮流

日本の金融機関においては、NZBAとNZAMiからの脱退は今のところ発生していません。それどころか日本を含むアジア地域では政治的にも脱炭素化に追い風であり、官民をあげてネットゼロへの取り組みが加速しています。日本が提唱し始まった、アジア全体でのネットゼロに向けたイニシアティブである「アジア・ゼロエミッション共同体（AZEC）」が進行しており、2024年10月には第2回の首脳会合が開催され、再生可能エネルギーの推進や火力発電のゼロエミッション化、CCS技術の活用など、具体的な取り組みが盛り込まれた今後10年間のアクションプランが採択されました。加えて、日本においては2025年2月に閣議決定された「第7次エネルギー基本計画」で、2040年度の電源構成に占める割合のうち、再生可能エネルギーを4割～5割程度とするなど、より野心的な目標も設定されました。

機関投資家が投資先企業に対して脱炭素化を働きかけることは、気候変動による企業のリスクを下げ、またビジネスチャンス拡大につながることから、企業価値向上に資するものと考えています。こうして企業が脱炭素化への行動をとることは、結果として社会の持続可能性にもつながり、受託者責任を果たすものであるため、他国の政治的な動きに左右されず、今後も取り組んでいくことが重要であると考えています。

（責任投資部 作成）

当資料のお取り扱いにおけるご注意

- 当資料は投資判断の参考となる情報提供を目的として大和アセットマネジメント株式会社が作成したものであり、勧誘を目的としたものではありません。投資信託のお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする「投資信託説明書(交付目論見書)」の内容を必ずご確認ください。
- 当資料は信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。運用実績などの記載内容は過去の実績であり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。記載内容は資料作成時点のものであり、予告なく変更されることがあります。また、記載する指数・統計資料等の知的所有権、その他一切の権利はその発行者および許諾者に帰属します。
- 当資料の中で個別企業名が記載されている場合、それらはあくまでも参考のために掲載したものであり、各企業の推奨を目的とするものではありません。また、ファンドに今後組み入れることを、示唆・保証するものではありません。

取り扱い金融商品に関する留意事項

●商号等:岡三証券株式会社 岡三オンライン証券カンパニー/金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 53 号

第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業、投資助言・代理業

●加入協会:日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会

●リスク:【株式等】株価変動による値下りの損失を被るリスクがあります。信用取引および株価指数証拠金取引(以下、「株価指数 CFD」)では、投資金額(保証金・証拠金)を上回る損失を被る場合があります。株価は、発行会社の業績、財務状況や金利情勢等様々な要因に影響され、損失を被る場合があります。投資信託、不動産投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等は、裏付け資産の評価額(指数連動型の場合は日経平均株価・TOPIX 等)等、株価指数 CFD は対象指数等の変化に伴う価格変動のリスクがあります。外国市場については、為替変動や地域情勢等により損失を被る場合があります。上場投資信託(ETF)および指数連動証券(ETN)のうち、レバレッジ型・インバース型の価格の上昇率・下落率は、2 営業日以上の場合、同期間の原指数の上昇率・下落率に一定の倍率を乗じたものとは通常一致せず、それが長期にわたり継続することにより、期待した投資効果が得られないおそれがあります。上場新株予約権証券は、上場期間・権利行使期間が短期間の期限付きの有価証券であり、上場期間内に売却するか権利行使期間内に行使しなければその価値を失い、また、権利行使による株式の取得には所定の金額の払込みが必要です。株価指数 CFD では建玉を保有し続けることにより金利相当額・配当相当額の受け払いが発生します。【FX】外国為替証拠金取引(以下、「FX」)は預託した証拠金の額を超える取引ができるため、対象通貨の為替相場の変動により損益が大きく変動し、投資元本(証拠金)を上回る損失を被る場合があります。外貨間取引は、対象通貨の対円相場の変動により決済時の証拠金授受の額が増減する可能性があります。対象通貨の金利変動等によりスワップポイントの受取額が増減する可能性があります。ポジションを構成する金利水準が逆転した場合、スワップポイントの受取から支払に転じる可能性があります。為替相場の急変時等に取引を行うことができず不測の損害が発生する可能性があります。【各商品共通】システム、通信回線等の障害により発注、執行等ができず機会利益が失われる可能性があります。

●保証金・証拠金:【信用】最低委託保証金 30 万円が必要です。信用取引は委託保証金の額を上回る取引が可能であり、取引額の 30%以上の委託保証金が必要です。【株価指数 CFD】発注証拠金(必要証拠金)は、株価指数ごとに異なり、取引所により定められた証拠金基準額となります。Web サイトで最新のものをご確認ください。【FX】個人のお客様の発注証拠金(必要証拠金)は、取引所 FX では、取引所が定める証拠金基準額に選択レバレッジコースに応じた所要額を加えた額とし、店頭 FX では、取引金額(為替レート×取引数量)× 4%以上の額とします。一部レバレッジコースの選択ができない場合があります。法人のお客様の発注証拠金(必要証拠金)は、取引所 FX では、取引所が定める証拠金基準額とし、店頭 FX では、取引金額(為替レート×取引数量)×金融先物取引業協会が公表する数値とします。発注証拠金に対して、取引所FXでは、1 取引単位(1 万又は 10 万通貨)、店頭 FX では、1 取引単位(1,000 通貨)の取引が可能です。発注証拠金・取引単位は通貨ごとに異なります。Web サイトで最新のものをご確認ください。

●手数料等諸費用の概要(表示は全て税込・上限金額):【日本株】取引手数料には 1 注文の約定代金に応じたワンショットと 1 日の合計約定代金に応じた定額プランがあります。ワンショットの上限手数料は現物取引で 3,300 円、信用取引で 1,320 円。定額プランの手料は現物取引の場合、約定代金 200 万円以下で上限 1,430 円、以降約定代金 100 万円ごとに 550 円加算、また、信用取引の場合、約定代金 200 万円以下で上限 1,100 円、以降約定代金 100 万円ごとに 330 円加算します。手数料プランは変更可能です。信用取引手数料は月間売買実績により段階的減額があります。信用取引には金利、管理費、権利処理等手数料、品貸料、貸株料の諸費用が必要です。【上場新株予約権証券】日本株に準じます。【中国株】国内取引手数料は約定金額の 1.1%(最低手数料 5,500 円)。この他に香港印紙税、取引所手数料、取引所税、現地決済費用等の諸費用が必要です。売買にあたり円貨と外貨を交換する際には、外国為替市場の動向をふまえて当社が決定した為替レートによるものとします。【株価指数 CFD】取引手数料は、セルフコースは 1 枚につき 330 円、サポートコースは 1 枚につき 3,300 円です。【投資信託】換金時には株式投信の場合、基準価額に対して最大 0.50%の信託財産留保金をご負担いただく場合があります。公社債投信の場合、換金手数料として 1 万口につき最大 110 円をご負担いただきます。信託財産の純資産総額に対する信託報酬(最大 2.42%(年率))、その他の費用を間接的にご負担いただきます。また、運用成績により成功報酬をご負担いただく場合があります。詳細は目論見書でご確認ください。【FX】取引所FXの取引手数料は、セルフコースはくりっく 365 が無料、くりっく 365 ラージが 1 枚につき 1,018 円、サポートコースはくりっく 365 が 1 枚につき 1,100 円、くりっく 365 ラージが 1 枚につき 11,000 円です。店頭FXの取引手数料は無料です。スプレッドは、通貨ごとに異なり、為替相場によって変動します。Web サイトで最新のものをご確認ください。

●お取引の最終決定は、契約締結前交付書面、目論見書等および Web サイト上の説明事項をお読みいただき、ご自身の判断と責任で行ってください。